

令和 2 年度

第 5 6 回 埼 玉 県 景 観 審 議 会

令和 2 年 8 月 2 5 日 (火)

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○（司会）山田副課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第56回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の山田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田よりご挨拶を申し上げます。

○細田課長 皆様こんにちは。

埼玉県都市整備部田園都市づくり課の細田でございます。

本日はお暑い中、また新型コロナウイルスによります社会のドラスティックな変化の中、このような形で開催させていただきます。本当に本日は大変ありがとうございます。

埼玉県では、現在、その新型コロナウイルスの対応ということで、彩の国新しい生活様式の安心宣言を行いまして、ただいまの会場のように、窓は2か所、今全てお開けさせていただいております。あと、エアコンを多少、強めにかけてございます。

それと、毎時の換気に努め、各机にお一人ずつということで配置させていただいております。また、非常に息苦しいとは思いますが、マスクの着用等、ご協力ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本当にこのような中、大変恐縮でございますけれども、本県の取組につきまして、よろしくご協力のほどお願いします。

本日は、議題といたしまして、埼玉県屋外広告物条例及び当施行規則の改正につきまして、また報告事項といたしまして埼玉県公共施設の景観形成指針に基づきます専門家アドバイスにつきましてご報告させていただきます。委員の皆様方におかれましては、是非、忌憚のないご意見をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○（司会）山田副課長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の青い封筒の中に本日の資料一式と、あと別冊といたしまして埼玉県景観審議会のフラットファイルを用意させていただいております。

まず、封筒の中の資料でございますけれども、一番上が次第でございます。続きまして、出席者名簿と、その裏に座席表を記載させていただいております。

続きまして、A3判のZ折りをしております資料1-1という資料、資料1-2といたしましてA4判の左上をホチキス止めした資料と、先ほど申し上げましたフラットファイルの資料でございます。過不足等ございませんでしょうか。

本日の審議会ですが、委員13名のうち9名のご出席をいただいております。委員の過半数が出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

本日欠席の委員でございますけれども、池邊委員、楠委員、田中委員、上岡委員の4名となっております。

なお、お手元のハンドマイクですけれども、こちらにつきましては会議録の作成のため必要になりますので、ご発言の際はマイクをご使用いただきまして、ご発言のほどよろしくお願いいたします。

それでは、規則によりまして、これからの進行につきましては議長であります桑田会長にお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○桑田会長　それでは、改めまして桑田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は、川井委員と吉田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、まず傍聴の方は本日いらっしゃいますか。それでは、本日、傍聴の方がいらっしゃらないということですので、議事をこのまま進めたいと思います。

では、早速ですけれども、議題の（1）埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

○宮沢主査　事務局、埼玉県田園都市づくり課の宮沢でございます。しばらくの間、私から説明をさせていただきます。

資料は、先日一度、郵送でお届けをいたしました。その後、若干、表現などの修正が発生いたしましたので、本日改めて封筒に入れましてお配りをしております。同じものをこちらに投影いたします。

まず、全体像でございます。屋外広告物条例、埼玉県の条例がございます。この目的、条例の概要として目的をこちらに抜き書きをいたしました。屋外広告物に関しては法律がございまして、更に条例で必要なことを定めるということになっております。条例は、この法律の規定に基づきまして、屋外広告物と屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する被害を防止することという、こういった目

的が掲げられております。

その先、内容は後回しにいたしまして、こういった条例の改正を今検討しているということとでございまして、私どもで今念頭に置いている進め方を先にご説明いたします。

この資料ですと、右下に改正事務日程が小さい文字で並んでおります。今年度当初から検討を始めまして、本日、8月の景観審議会を迎えております。本日は、ここで何か決定ということではなくて、初めてご説明いたしますので、意見交換をお願いできればと思っております。本日の議論も踏まえて、より詳細な案を練り上げていこうと考えております。その過程で、9月から10月にかけて開かれる定例県議会におきまして、一度このような検討を行っているという報告をいたします。10月から11月にかけては県民コメントとありますが、一般的にはパブリックコメントと言われるものを行おうと考えております。11月ごろ、もう一度、当審議会にお諮りをして、そのときにはこういった方向でよいという答申がいただければと思っております。

それと並行しまして、ここに小さく書いてありますが、条例・規則などこういう文言といたしますか、表現の仕方にいろいろ制約がございまして、そういった調整を専門部署と行ってまいります。年が明けまして、2月から3月にかけて開かれます定例県議会に条例案を上程して審議をしていただき、できれば可決していただきたいという、そのような日程で、その中の審議会は2回を考えておりますが、その1回目が本日だということとでございまして。

したがって、本日は、繰り返しますが、ここで何かを決めていただくという趣旨ではなく、こちらからの説明と、それに対する質疑、また皆様方からのご意見をいただければと思っております。

では、内容に入ってまいります。

まず、概要といたしますか、主なものを申し上げます。

屋外広告物行政の当面の主な課題として、3点あるというふうに認識をいたしております。

1つ目は、広告物の安全性の向上でございます。時折、重大な事故が起きたりしておりますので、後ほど具体例をご紹介します。

2つ目は、広告を活用していろいろなことができないかというものでございます。

3つ目は、田園住居地域というのは、ご専門で詳しい方と初めて聞くという方いらっしゃるかもしれませんが、都市計画法に基づきまして定められている用途地域が、低層住居専用地域、商業地域、工業地域など十数種類ありますけれども、その中の1つとして田園住居地域というものが新設をされました。2年前に新設をされておまして、それへの対応をする

というものでございます。

それから先は、別のスライドを用意しておりますので、そちらに進みたいと思います。

資料1－2でございます。

まず目次で、先ほどの課題の3点、ご紹介したとおりでございます。

次に課題1の安全性の向上ですけれども、事故事例、それから現行制度、これまでの取組、そして改正の方向性について順を追って説明いたします。

まず事故の事例です。重大事故が幾つか、時々あると申し上げましたが、そのうちの1つとして屋外広告物関係では比較的知られているもので、5年ぐらい前になるんですが、札幌でビルの壁面に突き出して設置されております広告、看板が落ちました。約15メートルの高さから20キロのものが落ちまして、下が歩道ですけれども、通行している人の頭に当たり、被害者は意識不明の重体となって、その容体は今も続いているというふうに伺っております。

埼玉県内で起きた事故としては、もう2年ぐらい前ですけれども、北本市で広告板が倒れています。郊外型のファミリーレストランの駐車場で、高さ約10メートルの広告塔が倒れました。ちょうど倒れたときに下に車が止まっており、激突して車はつぶれております。ただし、たまたま人が乗っておらず、周辺に通行人もいなかったもので、人身被害はございませんでした。これは根元から倒れたものです。このような事故が起きているということです。

こういったことに対して、現行制度がどうなっているかということですが、まず屋外広告物の管理についてです。条例にはこのような規定がございます。広告物の設置者等は必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。条例で管理に関しては、抽象的ではありますが、このような規定がございます。

これに対して、今度は点検ということに着目をしました。現行の条例では広告物の点検については規定がございません。ただし、条例に基づく規則にはそれなりの規定とございますが、書類上の定めがございます。それは何かと申しますと、広告物は基本的には許可制でして、最長3年です更新という手続が発生します。その更新の申請時には、自主点検結果確認書を添付することになっており、その確認書の様式も、規則に定めております。したがって、許可の手続が必要なものについては更新時等にこういったものを付けるという規定が様式としては入っております。したがって、手続上は使われているのですけれども、誰が点検をするのかということについての規定はありません。

なお、様式の下の方に点検項目がやや抽象的に示されております。

また、先ほど、現行の条例では管理については書いてあると申し上げました。その管理を

更に誰が行うかということなんですけれども、管理についての有資格者の配置も定められておりまして、許可を要する広告物で高さ4メートルを超える場合には資格のある人を管理する者として置かなければならないということになっております。その資格を有する者というのは、登録してある屋外広告物業者、それから屋外広告士という資格を持った人、それから、各都道府県等が毎年開催する屋外広告物に関する講習会の修了者、あるいは職業訓練指導員とか技能検定合格者等の一部など、そういった方を管理の有資格者として、配置しなければならないということが決まっております。

以上が現行の制度でございまして、点検に関する定めが非常に弱いというのが我々の認識です。そこで、条例改正に取り組もうということになったわけですが、重大事故、札幌の事故は5年くらい前でして、その間はどのような取組を行ってきたかということをおのこの後ご説明いたします。広告物の所有者等に対する安全管理義務の周知徹底をどのように行ってきたかでございます。

1つは、1都3県と、その範囲内にある政令市を合わせて9都県市と言っております、その9都県市の首脳会議がございまして、様々な取組を合同で行っているんですけれども、その取組の中に採用されまして、広告物の安全管理義務の周知徹底ということに取り組んでいます。それが平成29年度のことでございます。経済団体とか商工団体のうち大規模な全国的な組織に対して、団体の構成員にこういったことを周知啓発するよう協力をお願いしております。これが9都県市合同での取組でございます。

埼玉県の単独の取組として、次の年に、平成30年ですけれども、県内各地の商店街等に対しまして、やはり啓発リーフレットなどを配布するようお願いをしまして、1万を超える商店主などに対しまして啓発を行ってきたところでございます。こういった啓発中心の取組が先行したんですけれども、条例を改正するというのももちろん1つの方法なんですけど、それより前にまだやることのあるのではないかと指摘があつて、つまり十分広告物の安全管理に関する認識がまだ行き渡っていないところが多々あるので、そういったことを行うべきではないかということで、こういったことが先に取り組まれたということでございます。

それが一段落したからということではありますけど、今後も啓発活動は継続しなければなりませんけれども、こういった活動をやりながら、だんだん課題が見えてまいりました。先ほど申し上げたとおり、条例には点検に関する規定が一切ございませんので、今回の改正ではまず点検義務を条例上、明確化する。点検をしなければならないのは、原則として全ての屋外広告物、許可が必要なものと必要でないものがあるんですけれども、点検は全ての広告物

について行うとするという内容でございます。

2つ目は点検項目具体化で、これは規則で定めることを考えております。

改正の3つ目ですけれども、点検の有資格者を選定したいと思っています。管理に関しては、先ほどあると説明しました。それと重なるところが多いんですけれども、管理と点検というのをきちんと分けまして、点検の有資格者を設定しようとしております。重なるところもありますが、ここで初めて出てくるのが点検技能講習でして、業界団体の取組として、ここ数年行われるようになりました。日本屋外広告業団体連合会という団体がございますが、ここが点検技能に特化した講習会を開催しておりますので、これが最近の取組ですが、その修了者を有資格者の1つに採用したいというところでございます。

それから、建築士とか電気工事士という資格がございますけれども、この中でも得意分野が様々あると伺っておりますが、広告物の形態によっては、こういった方々の知識も生かしていただくというものでございます。

改正の4つ目としては、今申し上げたような有資格者による点検の義務化をしたい。ただ、これはさすがに全てというわけにはいかないわけでありまして、許可を要する広告物で高さ4メートル超、先ほどの許可関係に関するものと結局重なるんですけれども、ただ単に管理をなさいというだけじゃなくて、点検を義務付けるというものであります。その上で、書類上もきちんと確認ができるようにするということです。

ただ、許可不要のものも結構残ります。ここはなかなか難しいんですけれども、書類上のチェックができないので、努力義務ということにしたいと考えております。

以上が安全性の向上に関する説明でございます。

続きまして、課題の2つ目、広告の活用による公共案内板の設置促進です。

まず、現行制度の説明をいたします。屋外広告物に関しましては、禁止地域という制度がございます。また、その適用除外という定めもございます。禁止地域は、適用除外のもの以外は基本的に広告物の表示・掲出が禁止される地域です。ただ、適用除外もいろいろございまして、主なものとしては自家広告物は適用が除外されます。

そして、禁止地域の種類も多岐にわたっております。

例えば、用途地域に着目をしますと、低層住居専用地域、また別の観点から指定文化財とその周辺とか、自然環境保全地域、それから一部の道路とその周辺、これは昨年度、こちらの審議会でご議論いただきました滑川町周辺の森林公園のわきを通る道路などをはじめ、他にも数十本の道路と浴道が全部禁止地域に指定されております。更に、一部の河川と湖沼と

その周辺とか、駅前広場、公共施設、社寺等、まだ幾つかございます。

禁止物件というものもございまして、橋とか信号機とか、信号機に使う円柱とかというのは基本的には広告を、禁止地域でなくても、こういった物には付けてはならないという規定がございます。それを一部改正したいということでございます。

ところで。公共案内板設置促進に関して、ある政策文書が出ております。それは「明日の日本を支える観光ビジョン」というものでして、その観光ビジョン向上会議というものが設置されまして、そこがこの観光ビジョンをまとめております。観光を盛んにしようという視点からつくられたもので、非常に多岐にわたるのですが、その中のごく一部ではございますけれども、公共デジタルサイネージへの広告掲示関連の規定の見直しなどに触れております。これを受けて国交省などは各自治体にこれを具体化してはどうかというような提案をしてきているところでございます。今、埼玉県としても、これを受けてその方向に進もうかと考えたところでございます。

公共案内板というのは、例えば駅前とか、主な公共施設とかに、その周辺の地理的な情報などを表示したものとお考えいただければいいかと思うんですけども、こういったものはデジタル化の方向にございます。これは世の中の流れかと思えます。こういったものはインパクトがあるんですけども、非常にお金がかかります。既に、屋内に設置されるような場合は、屋外広告物に当たりませんので割と自由にできまして、主な表示内容は公共的なものなんですけれども、そこに企業などの広告を入れることで管理費をその広告料で賄うという発想が出てきております。広告料を活用するというのは、案内板に限ったことではなくて、いろんな広報紙とか、そういったものでも採用されておりますけれども、これをこういった案内板にも入れておこうと。

屋外広告物については、こういう話が何で出てくるのかといいますと、先ほど禁止地域とか禁止物件という話がありました。そこには原則としては広告が出せないんですね。公共案内板も広い意味では広告物なんですけれども、これは適用が除外されます。禁止地域であっても出せるんです。

ところが、そこに民間企業などの広告が付いてくると、条例上禁止ということになってしまいますので、そこの規制を緩和して、主な目的が公共案内であって、広告料をその管理費用に充てるのであれば、広告を表示、掲出してもよいと、こういった規制の緩和をしようというものでございます。

これが課題2の改正の方向性でございます。



最後に、課題3でございます。田園住居地域への対応について説明をいたします。これは、やはり禁止地域とその適用除外の関係です。今回焦点になるのは低層住居専用地域が禁止地域になっているということでございます。田園住居地域というのが2年前に新設をされまして、住居系用途地域の一類型と説明されております。住宅と農地が混在するような地域でありまして、両者が調和して良好な居住環境と農環境を形成している地域をあるべき市街地像として都市計画に位置付け、規制をしてその実現を図るということで、建築規制に関しては低層住居専用地域に準ずるとされています。この田園住居地域、制度として始まったばかりでして、埼玉県内で既に指定された区域、あるいは指定する予定というのは現在のところございません。将来出てくるかもしれないので、出てきたときに備えて準備しておこうというのが今回の趣旨でございます。

建築規制に関しては、低層住居専用地域に準ずるという考えでつくられた田園住居地域でありますので、屋外広告物の規制も低層住居専用地域と同等として屋外広告物の禁止地域にしておきたいというものでございます。

この3つの課題に対して、それぞれ改正の方向を検討しておりまして、現状をご説明いたしました。以上でございます。

○桑田会長 ありがとうございます。

これ当初の予定だと50分ぐらいで十分ということだったんだけど、どうしますかね、案としては予定で今日ご意見を伺うので、言ったら3時ぐらいまでご意見を伺って、休憩を入れて、その後まだもう少しご意見があるということであれば継続だけでも、それで進めようでしょうか、まだ30分ちょっとです。

それでは今日は色々なことについて自由にご意見いただければということによろしいですか。特に今日結論というお話ではないかと思ったんですけど、それではどのような観点からでも結構ですので、ご意見、どの話題からでもよろしいですので、ご意見があれば、お願いします。

○荷田委員 すみません、ご説明ありがとうございました。資料を事前に送っていただいたので、大変助かりました。そういった中で、最初の課題の1のほうで幾つかちょっと基本的な部分がわからないので、教えていただきたいんですけども、先ほどの1-2のスライドの建築士と、それから同じく12ページ、このところでございます。まず初めに、8ページの点検のところで条例で規定ありませんということを書かれていたかと思うんですけども、自主点検の結果確認書というのを受け取っているというご説明があったと思うんですが、年

間どれくらいの件数受け取っているのかということが1点目です。

それから、様式のほうの点検項目が抽象的だというご説明があったと思うんですけども、どの点がどのように抽象的なのかというのを、もう少し詳しく教えていただきたいというのが2点目。

最後、3つ目ですけども、12ページの点検義務の明確化のところですけども、まず条例で明記しておくという冒頭でのご説明があったと思うんですけども、当然罰則が付くんじゃないかと思いますが、罰則の考え方について教えてください。

以上の3つです。

○桑田会長 お願いします。

○宮沢主査 ご質問ありがとうございます。

まず、件数でございますが、現在、最近の件を改めて……

○荷田委員 令和元年度でいいですよ、わかりますか。

○秋山主事 まず、システムとして許可の更新時と、あと変更があったときに、もともと許可を受けている広告を大きくしたいとか、形を変えたいとかというときに変更の許可申請というのが必要になります。これは更新や変更の許可申請のときに出てくるものなので、要するに更新の数ですとか、変更の数とリンクする形で、この実際は出てから全体の数になると思われれます。こちらとしては、各市町村に照会をかけて毎年度、例えば令和元年度何件許可をしたかという数字を出しているんで、それとリンクする形でこの自主点検許可確認書というのの数もわかります。今、手元の資料の中にありますので……

○荷田委員 後で教えてもらえれば結構です。

○秋山主事 かしこまりました。

○宮沢主査 自主点検結果確認書の様式が……

○荷田委員 抽象的な部分がどこかという。

○宮沢主査 お答えします。

点検項目が4つありまして、そこで異常があるかないか、あつては困るんですけども、あつた場合にはどんな改善をしたかということを書いていただくということになっています。4つというのは、1つ目は主要部分の変形・腐食、2つ目が取り付けあるいは支持部分の変形・腐食、3つ目は表示面の汚染、退色、退色というのは色が薄くなっているということですね、表示面の汚染、退色、剥離、破損、4つ目はその他特に点検した箇所と、これが現在の様式にある項目です。

○荷田委員 それをどういうふうに変えていく予定ですか。

今の項目であったのは、この会議で表に出せませんか、様式を。

○宮沢主査 出せます。

これは規則に定められておりますので、どなたもご覧になれます。

○荷田委員 あと罰則。

○宮沢主査 罰則の規定は、この管理・点検というところに特化したものではなく、既にございます。屋外広告物の様々な規定があつて、それに違反した場合には、まず法的な手順としては措置命令というのがありまして、何か改善しなさいとか、撤去しなさいとかという命令。そういった命令に、なお従わない場合には、罰金何十万とかという規定が現在の条例にございます。もし点検などが具体的に定められた場合に、それに違反した場合は、まず措置命令があつて、それにも従わない場合は罰則があり得るといふ、そこは変わらないと、その方法は変わらないと。

○荷田委員 そうすると、今の制度で対応できるということなんですね、条例を適用しても、例えば違反者が出た場合、行政の指示に従わないものが出た場合は、まず措置命令をかけて、まずはそれでいいし、直さないのであれば現行制度で罰則は付けられますと、そういう理解でいいですか。

○宮沢主査 新たな罰則制度を導入するということではないと。ただ、違反かどうかを見極める際の項目として、今までは点検というのは若干弱かったんですけども、それが明確になっていると。

○荷田委員 すみません、最後にします。

条例化するということは義務を課すわけですよ、相手方に対して。当然、義務を課して守らなければ、行政として最終的には罰則を課することは可能になるわけですよ、それは間違いないですよ。

○宮沢主査 はい。

○荷田委員 今の制度で、特にこの条例で出した場合でも罰則の部分に対応ができると、そういう理解で大丈夫ですか。

○宮沢主査 はい。というのは、罰則の規定なり何なりが更に必要ではないかというご指摘でしょうか。

○荷田委員 という部分が1つ。条例化しなくても今の制度で罰則できるんだったら、何も条例化しなくても罰則かけられるんじゃないのという話にならないかということですよ。

○宮沢主査 罰則は最終手段でありまして、そこを何といいますか、簡単に発動したいということではもちろんございませんので、そこに至るまで、もっと前の段階で未然に事故を防ぐという、そのために何ができるかという視点から今回検討しているところでございます。

○荷田委員 ありがとうございます。

○桑田会長 可能であれば、この参考資料12に、今皆さんのお手元にある条例のしおりもありますので、参照するところがあれば、参照しながらおっしゃっていただければと、どうぞお願いします。

○秋山主事 先ほど荷田委員のからご質問のありました自主点検結果確認書の令和元年度何件出ているかということについて、手元にデータがありましたので、お伝えいたします。昨年度で見ますと4,083件です。

以上です。

○桑田会長 その他いかがでしょうか。

川井委員。

○川井委員 私も少し前提となる事実で、もし教えていただけるものがあればというところなんですけど、まず札幌市の飲食店の事故事例を紹介していただいたんですが、これはカニの形状をしたものが落ちてきたわけではなくて、この上の文字の中の1つが落ちてきたという理解でよろしかったでしょうか。

○宮沢主査 文字が表示されているものが一文字ずつ付いているんですね。どうも、この上に何か一つあったようでございまして、ここにこのように取り付けられているものが落ちたと。

○川井委員 ありがとうございます。

それから、この札幌の飲食店の事例と、北本の郊外型ファミリーレストランの事例なんですけれども、それぞれ何というかこう、大きな事故になってしまった原因というのは何ですか。やはり点検していないことで、何かその部分が腐食してきてしまっていたとか、そういったものなんですか。

○宮沢主査 概ねそのように分析されています。

○川井委員 ありがとうございます。

それから、規制の対象を区切るのってすごく難しいところがあると思うんですが、点検が義務化されるのは4メートル超の広告ということだったんですけれども、この4メートルという数字には何か背景的な事実とか、何か調査とか、そういうのってあるのでしょうか。

○宮沢主査 まず、点検の義務化自体は原則として全てですね。ただ、有資格者による点検は

4メートルを超えるものにしたいということです。4メートル、既に管理する者を置かなければならないというところで使っている数字なんです、これは建築基準法に基づく工作物として行政上の手続が必要なものと同等というか、それに該当するものということです。

○川井委員 もう一つ、二つお願いしてもいいでしょうか。

公共案内板などにこの広告の規制を少し勘案するということで、その中に管理費を賄うために、その一部を広告料などで補うという事業、主な目的はその管理費を捻出するための広告ということで、主な目的が公共広告ならばいいというところだったんですけども、これはどういうふうに線引きされるのかなというのがちょっと気になって。

○宮沢主査 公的な機関が設置するものとして、その案内板が存在しているという前提がございます。したがって、それだけであれば、純粋に案内表示だけであれば、現在も禁止地域とかの規制が適用除外されてきて、現在の手続でできるわけですね。ところが、それをデジタル化しようとする、非常に費用がかかるということなので、そこを打開するための方策として広告を一部導入したいという動きがあるということです、公共的な目的で設置されるはずが、全体が営利目的の広告に使われてしまうというのは、それはもしそうだとすれば目的が違うということになりますので、線引きというよりはもともと公共的な案内のために現在も置かれているであろう、もちろん新設でも構わないんですが、現在も設置が可能で、営利目的の広告が付いてしまうと設置できないところを何とか打開したいということなんです。

○川井委員 ありがとうございます。

○桑田会長 藤井委員。

○藤井委員 私もお伺いしたい点が3つほどありまして、1つは先ほどの管理とか点検の対象になるものは高さ4メートル超とするところなんですけれども、高さは何をもって高さと言っているのかが、ちょっとこのパンフレットとかを見ても、非常に多様な掲載の広告があるので、そこがちょっとよくわからなかったので、お伺いしたいと思います。

あと、もう一つが、今回この点検を取り入れるのは、管理という中に、より具体的にやってほしいことを取り入れるということかと思って理解したんですけども、恐らく問題になってくるのは放置されているような看板だろうと思うんですけども、管理者がいなくなり、廃業して放置されているようなものというときに、その管理者は誰になるんでしょうかというところをお伺いしたいです。

あと、もう1点が、先ほどのデジタルサイネージのところ、今公共案内板の話が出てい

るんですけれども、最近バス停とかでもかなり屋根とかベンチを付けるかわりに広告をとか、時刻表をわかりやすくするためにとか、そういうものも出てきているんですけれども、そういうものというのは今回対象に入ってくるのかどうか、屋外といえば屋外なんですけれども、ちょっと違うような気がしますし、そこについてお示してください。

○宮沢主査 まず、高さですけれども、これは地上からというのが原則です。

○藤井委員 そのものが小さくても、そのもの自体が高い場所であればという。

○宮沢主査 おっしゃるとおりです。

○藤井委員 わかりました、はい。

○宮沢主査 2つ目は、放置されているものでございますが、もちろんもともとの所有者なり、設置者なりがわかるのであれば、そこに対応を求めていくになりますが、それもわからない状態になれば、最終的には代執行でというようなことになろうかと思えます。

3つ目、バス停関係ですけれども、そこに広告なりの表示をしようとする場合は、もちろん屋外広告物の扱いになります。それをどのように規制するかというのは、条例で積極的に緩和の位置付けをしているところもございますが、埼玉県の場合にはちょっとまだはっきり明記をしておりませんので、今後の扱いを検討したいと。

○朝倉委員 朝倉です。私の質問は2つございまして、1つは最初の点なんですけれども、管理と点検の主体者です。これに建物の所有者というのは入らないんですか。7枚目のスライドですと、管理の場合は広告の設置者等になっているので、そこに入るのかもしれないし、何々または何々というような書き方にしちゃうと、管理をする人、あるいは点検をする人が曖昧になってしまう可能性があるのかなと思ったんですが、一番やはり責任を負うのは広告物の設置者であることは事実だと思うんですけれども、先ほどのように自由に選べるという場合も多いわけですね、そうすると両者に責任があるというような書き方にすることはできないのかなというふうに思いました。

それから、2点目の公共案内板の件なんですけれども、非常にいいアイデアだと私は個人的には思いますが、例えば通常の動かない看板ですと、24時間その案内板見るわけですね。ですから、デジタルサイネージになっちゃうと時間を利用するということになりますよね、24時間の中のトータル2時間分を民間企業に売りましょうというような形になるわけですね。そうすると、どの時間帯に売るとかというような判断が非常に難しいのではないかなということと、いわゆる場所のことです。場所や時間を売ることになるので、広告代理店が参入してきてしまうというようなことになったりすると、またこれもちょっと埼玉県庁、面倒

な立場にならないのかなど。今、いろいろ市役所さんとか県庁さん、いろんなところに広告を入れていらっしゃるのは私も知っているんですけども、経費を抑えるというアイデアはいいんですが、それも問題になっているんでしょう。税金を使うことと、それ以外のお金を稼ぐこととの、どうバランスを取って、県民の方にご納得してもらえるのかという点を懸念した点でございます。ちょっと質問にもなっていませんけれども、もしお答えいただければお願いします。

○宮沢主査 建物の所有者等の責任というご指摘でございましたが、広告物の扱いの立場から見ますと、広告物の形態は非常に多様でありまして、それを一くりにするために広告物の設置者等というような書き方になっております。そのうち、札幌の事例のようにビルのわきに、突き出し型とかというんですけれども、付ける広告類の場合は、その広告の設置者はビルのオーナーなり入居者なりということに通常なります。その建物を賃貸のビルだとして、入居者は入れ替わるかもしれませんが、ビルのオーナーが貸出しを前提に、あらかじめ広告も入れ替えることができるような広告板をつくっておくという場合が多々ありまして、そうなるとその広告を入れるための箱ですけれども、これの設置申請は建物のオーナーになるんです。中身はテナントが入れ替わるごとに変えていって、そうした変更の手続はもちろんありますが、建物のオーナーが設置者でありますので、そうなるとおっしゃるように建物の所有者も建物に付随する広告物であれば、通常関与することになると思います。

それから、公共案内板、デジタルサイネージ方式の場合、時間売りなどの可能性があるとのことでした。確かに、なるほどと思いました。我々としては、どうしてもまだ頭がちょっとデジタルについていけないところがあるかと思ったんですが、広告や案内が常時あって、その一部に広告が出るとか、あるいはその案内表示面でない、何か枠、そのわきのほうに広告が出るという、そういうことを想定して返答してきたんですが、場合によっては、その時間帯によっては全面広告になるなどということになる場合にどうするのかという、その辺は今後検討したいと思います。

○桑田会長 それでは、ちょうど時間が3時ですので、10分、換気、コロナ対策で換気ということがありますので、10分後、また引き続き質疑を続けたいと思いますので、一息入れていただければと思います。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○桑田会長 それでは、一旦、換気ということで一息入れましたけれども、引き続き質疑等、

ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。お願いします。

○荷田委員 スライド資料の23というところに該当するかと思うんですけども、デジタルサイネージの部分ですが、公共案内板に企業を充当するというような形で、民間の力をお借りするというのは柔軟なやり方だと思うんですね。そうした中で、公共広告に該当する広告物というのはどういう業種を考えているのでしょうか。全部の業種がいいのか、それとも一定程度制限があって、こういう業種についてはこれには該当しませんよというのがあるのか、その辺教えてください。

○宮沢主査 お答えいたします。

広告物の規制の立場からは、余り踏み込んだ規制なりをすることは考えておりません。ただ、もともとの我々の想定としては公共案内板自体が公共的な団体が設置をしているという前提で、そこが更に部分的にスペースを貸し出すという前提でありますので、そこでどのような広告まで許容するかという判断が入ってくると考えております。

○荷田委員 そうすると、県としてはそのような判断をしないで、逆にいえばどういう業種をやるかどうかというのは別のところで決めてくださいよという、そういう投げかけになるのでしょうか。

○宮沢主査 はい、おっしゃるとおりで、広告物を規制する立場としては、できる限りといいますか、原則として内容に踏み込まないというところ、それは変わらないと思います。

○荷田委員 最後にしますけれども、公共案内板に、その広告物が余りにも公共のものと同ぐわれないというようなことが起こりかねなければいいと心配しています。これは意見として申し上げます。以上です。

○桑田会長 ありがとうございます。

佐藤委員。

○佐藤委員 幾つか大切な点を述べさせていただきます。

まず、点検のところで規則で高さ4メートルってどういうものかということでお伺いしたら、地上から4メートルのところにあるものという定義ということでしたので、そういう形でほかで説明すべきもの、主に安全性を確保するためには4メートルを超えるものは落下とか倒壊を防ぐためという、わかりやすく説明していただけたのかなと、わかりました。

あと、バス停の話がありましたけれども、広告の場合、地権者とか建物の所有者がまずいると、それに設置する人、例えば野立て看板だったり、それから建物の軒を借りる人、それからここに広告を掲出する人と、3段階ぐらい、かなりの場合もあるでしょうけれども、そ



それぞれの責任とか罰則の話もありましたけれども、責任、責務を明確にさせていただいて、点検も含めて考え方を提示していただけるといいかなと思いました。

それから、公共案内板については、これから民間の力でデジタル化の、使えるように工夫していただければいいかなと、1つ考えていただきたいと思っております。

あと、表示内容、4件ぐらいありましたけれども、そもそも公序良俗に反するような業種は別として、そもそも出さないというようなことがありますので、そういうのは設置主体で運用して。ただ、広告になりますと、どういうふうに審査するのか、適正と見るのかというのは、なかなか難しいなというのが市役所の中でも話しているところでございます。

田園住居地域につきましては、方向性、こういう形だと思いますけれども、そもそも禁止区域ってこういう考え方ですというのと併せて、用途地域だけではなくて自然保護区域とか農園区域含めてご説明いただくと理解しやすいのかなというふうに感じました。

以上でございます。

○桑田会長 ありがとうございます。何か、よろしいですか。

続いて、ほかにご意見ある方いらっしゃいますか。

○吉田委員 私は基本的には日本の都市景観の中で屋外広告物の質はあまり高くないし、数も多過ぎると思っています。そして屋外広告の安全の問題に関しても、このような機会に改善して、景観的にもよいものにしていただきたいと思っています。私は、この札幌の事件があったときに、突き出し看板全面禁止というくらいのことやっても良いのではないかと考えていました。先程説明された広告を民間から募るといことも具体的には、よい事例がなかなか見つかりません。日本の幾つかの自治体で既に始めていると思いますけれども、駅を降りると公共サインがあり、そこに広告スペースが設けられており、広告が流れますが、サイン面全体のレイアウトも悪く、書体もばらばらで見にくいものが多いのです。このようなサインは公共空間に出てくるものなので、景観的にも質が高いものでなければ困ります。デザインの質が高く、そして見やすいサインとなるような基準をつくってほしいと思います。

例えば、先ほどバス停の話もありましたけれども、フランスのドゥコー社ですか、あのぐらいの会社ですと、世界中にいいクライアントを持っていて、美しい広告を掲出します。

ところが、以前川崎市でも実験的にバス停に広告を認めて管理していましたが、なかなかよいクライアントが見つからず、そうすると広告のグラフィックデザインの質が保てず、結局川崎から撤退しました。

そのようなこともあるので、ただ広告が付けば街ににぎわいが出て、経済的にもよいというこ

とではないと思います。また最近若い人は多分スマホを使って、広告等にも触れます。街の情報を得るのに、公共サインや企業広告を利用しなくなっているのではないのでしょうか。そのような観点からも街の景観に配慮した景観広告をつくり出すよい機会ではないかと考えています。丸の内あたりに行くと、さすがに広告もうまく調整されています。パリでも街中で劇場や美術館の情報に触れますが、丸の内あたりでもタウンマネージメントがうまくなされていて、見ている楽しい広告にも出会います。

広告機器の設置の仕方にも問題がありますね。現在はただモニターだけが用意されていて、その中に効率的に広告面を割り付けられていくことが多いように思います。モニターの設置の仕方も街の景観の一部ですから、設置の仕方によっては魅力的な環境が作り出せますが、広告の収入だけを考えて設置するので景観的には悪くなるという事例も多いようです。街にうまく設置されたデジタルサイネージをうまく連携させると、環境映像等を活かした新しい景観が作り出せる可能性もあります。

今回は悪くはならないように規制するという事なので、これはこれで良いと思いますが、時代に合った景観をつくり出す新しい広告の在り方に誘導するよい機会でもあるので、このこともしっかりと検討しておきたいと思います。

○宮沢主査 ご意見ありがとうございます。

今の吉田委員のご意見、それから先ほど何人かのご意見いただきまして、デジタルはいろいろ可能性がある一方で、思わぬ方向に行くと問題が生じかねない恐れがあるということ、よくわかりました。広告物に関しましては、色彩やデザインをどうするかというのは、実はデジタルにするかどうかとは別にとりか、以前から非常に大きな課題として存在しております。これの規制がもっとできないかということに関しては以前からいただいているご指摘でございます。これを県単位の条例、規則でどう扱うということがなかなか難しい。我々はいろいろ検討してきて一番そのように考えています。ただ、何もできないということではございませんので、実は現在の条例の中にも幾つか特別にデザインなどを検討できるような仕組みが用意されてはおります。

具体的に申し上げますと、お手元に参考資料、後ろの大きなインデックスが付いております11番の項が埼玉県屋外広告物条例でございます。この中で13条の3に、景観形成型広告物整備地区という規定がございます。非常にややこしいのですけれども、良好な景観を形成するために広告物の定義を変えることが特に必要であると認める区域があるときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞いた上、その区域を景観形成型広告整備地区として指定をするこ

とができ、県知事が指定をして、その指定をしたときには基本方針というものを定め、基本方針には何を定めるかといいますと、広告物の設置に関する基本構想とか、広告物の形状ですとか、色彩、意匠、その他広告物に関する事項というのを定めます。

さらに、その地区で広告物を表示、設置しようとするものは、その基本方針に適合するように努めなければならないと、強制力はございませんですが、そのようなことができるという仕組みが条例では用意されておまして、つまり望ましい広告物のあり方も土地利用のされ方と密接に関係があって、例えば中心市街地なのか住宅地なのか郊外なのかによってもおそらく変わってくるのではないかと。その地域の特性ごとに望ましい、その地域の合意ができればですけども、その合意のもとに基本的な考え方を定めて、それに合わせるような方向をとることができる、それでは弱いんだと言われてしまうと困ってしまうんですが、現在仕組みとしてはこのようなものがあって、これをどのように活用していただけるかというところが課題ではないかと。我々は、その後も一歩下がって、制度なり仕組みなりをどう整えていくかというところにいるのではないかと考えているところでございます。

○梶島委員 是非、一歩下がらずに、一歩前に出て。今、吉田委員のお話であなるほどと思ったんですけども、デジタルサイネージもどういうコンテンツを入れていくかということがすごく大事になってくるので、何かそれを例えば県の主催するコンペにしてみるとか、あるいは県の施設でそれをモデルとして展開してみるとか、何かそういう、これをやっちゃ駄目、これをやっちゃ駄目ということではなくて、例えばこういうことをやれるとすごくいいよねという、何かそういうポジティブな情報として、そういうコンペとか、あるいは県の施設での実践とかをなさったらいいんじゃないかと思います。他県なんかはデジタルサイネージでバーがあって、そのわきにどこかの広告主の名前があってというので、これでとりあえず無難だよねと言っちゃったら、全然おもしろくも何ともないので、是非とこは一歩前に出ていただけるといいなと思いました。

○宮沢主査 ご意見ありがとうございます。

なかなか広告を出す立場にないところがつらいんですが、公共的な広告物といいますか、案内板自体も広くいえば広告物なんですけれども、そういったものも含めて、そのあり方というのでも課題だと受け止めています。もし今のようなご提案とすれば、これはこれでまたいろいろ関係部署と調整してとか、また改めて専門家の皆さんに改めて何か別の形でご参加いただいてとか、そういう仕方があるのかなと、そういう必要があるなと思ったんですけども、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

○梶島委員 本当にこれをちゃんと生かしていくとするならば、もっと積極的に取り組んだらいいと本当に思います。日本は、やはりそういうデジタル文化って、まだまだ遅れてるとすご思うんで、すごくいいチャンスかもしれないかなと思いました。

○(司会) 山田副課長 貴重なご意見ありがとうございました。

実は、まだ私どものほうでも、例えば県の中でデジタルサイネージがどこで担当しているかということも把握はしていないところでして、あとは私どもどちらかという屋外広告物というものを規制するというのが立場という考えですが、県の中でそういうものに取り組んでいるところがあるかないか、そういうところができるかどうかというのは確認できる範囲調べてみたいと思います。ありがとうございました。

○桑田会長 そろそろ時間ですので、是非最後、大沢副会長にもご発言いただきたいと思えます。

○大沢副会長 最初の確認です。

今回、埼玉県条例改正を目指すということですが、とはいってもさいたま市さんを初め、独自で屋外広告物条例を定めているところには今回改正された条例というのは相変わらず関わらないという理解でよろしいのでしょうか。

○宮沢主査 直接適用されませんが、もちろんそれぞれお互いを見ておりますので、1つが動く独自条例を持っている市が改正をするきっかけになる環境は大いにあります。

○大沢副会長 わかりました。ですので、いいことをやろうという改正であろうと思います。

是非、今たしか10市が多分、独自の屋外広告物条例を持っていると思うので、そことの関係性は是非、検査の改正の契機にやはりちゃんと管理するものは管理してもらうということはやったほうがいいんじゃないかなと思っております。

すみません、あと3点あるんですが、禁止の種類というので、公共施設というのは条例でいう4条の13から14項のことでよろしいのでしょうか。適用があつて、その下が官公署、学校、図書館、公会堂、博物館とかというのは13項、14項で出てくると思うんですが、このことを総じて公共施設と言っているという理解でよろしいでしょうか。

○宮沢主査 はい、そうですね、条例第4条13項に、官公署以下をひとまとめにして、このスライドでは公共施設というくりにいたしました。

○大沢副会長 それでいいのかなと思います。やはり都市計画法の公共施設と、どちらかという道路、河川というのが法律の定義になっているので最初、都市計画法のとかを参照するので、何かそれが混在してしまうような気がします。公共建築物なのか、それとも公共

公益施設とするほうがいいのかというのは、僕は都計法との定義で問題があるかなと思った次第です。

○宮沢主査 わかりました。ご意見を踏まえ、再検討いたします。

○大沢副会長 それから、すみません、公共案内板の管理に広告を充当する広告物ということなんですが、これは公共案内板の管理に限定するということでしょうか。例えば、場所、場所によっては現在、これはどちらかという地下系に多いと思うんですが、たしか埼玉県さんは地下街がないので、公共地下歩行空間もないので、余り活用しないのかなと思っているんですが、地下空間があるようなところで最近広告用マップ、エリマネの原資にするという動きが出てきているという動きも幾つかあったりしているんですけども、ここはあくまでもエリマネの概念、地域の維持管理のために管理、広告を充当するという概念じゃなく、あくまでもここは公共案内板の管理に限定するという理解でよろしいのでしょうか。

○宮沢主査 このスライドに書いたのは、あくまで公共案内板という趣旨で書きました。おっしゃるとおり、エリアマネジメントに広告を活用するという課題も提起されているということは承知しておりますが、今回は十分な検討ができておらず、ここに表現しておりません。

○大沢副会長 そこはどこかでフレームワークしておいたほうがいいんじゃないかな。どちらかという、もしかしたらそれエリマネをやれそうところって、今回の県条例じゃない独自の市、特にさいたま市さんとか、あのエリアでありそうな気もするんですが、そうじゃないということがもしかしたら出てくる可能性もあるかもしれないので、ここは公共案内板の管理限定でおっしゃっても、別にそれはそれで構わないと思うんですが、やはり幾つかのフレームワークをして限定にするのであれば、限定というふうに決めたほうがいいんじゃないかなと思っています。すみません、以上です。

○梶島委員 すみません、お尋ねを。

やはり屋外広告物の安全性というのも、これから多分ますます問題になってくるだろうと思っています。そのときに、点検管理だけで本当にそれがクリアになるのか、ちゃんと安全なものにすることができるのかどうかというのが、なかなか私なんかもよくわからなくて、これだけ気候変動の大きな時代に今までと同じような構造の条件、あるいは設置のルールでいって、一所懸命点検あるいは管理するけれども、それで足りるのと思わなくもないんですけども、やはりこれはこれからさっき構造上、もう少しこうしたほうがいいのか、あるいは設置場所についてもこういうルールを新たに加えたほうがいいのかというような検討を加えていくことになりませんか。

○宮沢主査 今回の改正の中にさっきのことが反映できるかという、なかなか難しいと思うんですが、これで今回の改正で100%問題がなくなるかといえば、おっしゃるとおり、そうではないことも承知しております。設置場所や構造に関する規定になりますと、新たなといいますか、これまでできたものができなくなるということで、社会でどれだけそういった機運といいますか、必要性を指摘されるかというところと、せめぎ合いになるかと思えます。我々としては、安全性の確保というのが一番重要だと思っておりますので、今回の改正がこの方向に進んだとしても、それにとどまらず、ほかの手法というのを、ご指摘のところも含めて検討課題とします。

○梶島委員 やはり環境条件が変わってきているとすごく実感するわけです。去年の台風もひどかったし、今年の暴風雨、大雨もひどくて、何か日本はどんどん熱帯化していくという感じがしていた中で、やはり何かこういう構造物についても、そういう環境変動を織り込んでいくことというのも実は安全を担保していく上では大事じゃないかなと思っております。これは意見ですね。

○（司会）山田副課長 補足をさせていただきたいと思えます。梶島委員おっしゃるとおりだと私も思っております。やはり今まで点検の義務化というものが全くないというところで、そこを新しい規定を入れるというところが第一歩だと考えておまして、それはやはり一足飛びで今までと全く違う規制をかけることになると、やはり従えないですとか、経済的な問題、あとは実際の苦情ですとか、違反の増加に対する対応、体制ということが今とれていないというのが現状でございます。過去には福岡市で市内の看板の調査についてNHKの番組でやっており、その中で大体65%が実は許可取っていないものだという事実もございませぬ。正直、違反看板が埼玉県にはございませぬということはない状況でございまして、まずは第一歩として、点検をすることを義務化する。ある一定規模以上のものについては、ある一定の知識を有した方が点検をするという、まず第一歩で、今後状況に応じて検討させていただきたい課題かと認識しております。

○梶島委員 点検管理をするということについてはものすごく良い事だと思っておりますが、多分それで終わるんじゃないだろうなという懸念でした。

○桑田会長 いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。先ほどの検討のスケジュールにもありますように、また議論する機会があるということですよ。またそのときにひとつ。

○宮沢主査 今日、説明を初めてしたわけでございますので、まだまだ今日この場だけのやりとりでは別といいますか、さらにお帰りになってからお気づきになるような点も多々あるか

と思います。そこで、もしご意見などありましたら、恐れ入りますが、書面を出していただければ、是非我々としても参考にさせていただきたいと思います。この後、改めてメールなりファクスなりで様式、簡単なものですが、お送りいたしますので、もちろん必ずということではございませんが、何かお考えがあれば、2週間位の間にお寄せいただければ幸いです。それは別途、メールなりファクスなりでご案内いたします。

○桑田会長 今回の案内いただける文書の中に、大体の締め切りとかも入れていただければと思います。お願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題としては（1）ということで以上をもちまして、次の報告事項の（1）、埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、事務局から説明をお願いいたします。

○山田副課長 会長、その前に1点、先ほど私どもの職員のほうから机にA4、1枚の配布をさせていただきました。こちら先ほど吉田委員からご依頼ございました自主点検結果確認書の様式でございます。先ほど宮沢のほうから説明させていただいた点検項目というのが2の点検結果の中にあるというのが今現在の現況ということでございます。

○桑田会長 こちらは、そのまま参考資料ということで、はい、わかりました。

○佐藤 では、報告事項として公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて報告させていただきます。

既に部会の皆様には開催通知は送らせていただいておりますが、本年度のアドバイス案件については、東部地域特別支援学校の設計業務へのアドバイスを行うことが決定いたしました。田中委員の会社が業務を受注されたということで、今回の専門部会へは田中委員は出席しないという調整をとっておりますことも報告いたします。

以上です。

○桑田会長 アドバイスの概要等を説明ということですか。

○（司会）山田副課長 案件が決まりましたという報告でございます。

○桑田会長 わかりました、承知しました。

じゃ、特にご質問というわけじゃないですね、よろしいですね、また引き続き専門家アドバイスを進めていきたいと思っております。

それでは、ほかに事務局で何かありますか、よろしいですね。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

た。進行を事務局にお返しいたします。

○（司会）山田副課長 議長、ありがとうございました。議長の桑田会長を初め、委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして、第56回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時45分 閉会